

災害弔慰金・災害障害見舞金支給制度の概要

根拠法律

「災害弔慰金の支給等に関する法律」（以下「法」という。）

法律の制定の趣旨

自然災害について、災害対策基本法、災害救助法をはじめ各種の法律により対策が講じられてきたところであるが、自然災害により家を失いあるいは精神又は身体に重度の障害を受けた個人的被害に対する直接の救済制度はないことから、個人的被害に対して救済救護の措置を講ずることを目的として、昭和48年9月に「災害弔慰金の支給」の制度が制定され、さらに昭和57年8月に「災害障害見舞金の支給」について追加制定された。

災害弔慰金の支給制度

1 実施主体

市町村（市町村条例により実施）

（費用負担割合 国：2 / 4 県：1 / 4 市町村：1 / 4）

2 対象災害

自然災害（法第2条）であって、次のいずれかに該当する場合

- (1) 1市町村の区域内において住居が5世帯以上滅失した災害
- (2) 都道府県内において災害救助法が適用された市町村がある災害
- (3) 災害救助法が適用された市町村をその区域に含む都道府県が2以上ある災害
- (4) 都道府県内において住家が5世帯以上滅失した市町村が3以上ある災害

3 支給の対象

(1) 災害による死亡の認定

災害弔慰金の支給対象となる死亡は、支給する市町村の住民の上記2に述べた対象災害による死亡である。したがって、住所地以外の他の市町村の区域内で災害に遭遇して当該死亡が生じた場合であっても支給事由に該当することに留意する必要がある。

自然災害による死亡であるか否かの判定は、災害弔慰金の支給を行う市町村長が行うこととなるが、事実関係が明白でない場合には、警察、消防等の各機関の情報により十分調査のうえ判定しなければならない。

それでも判定が困難な場合は、市町村において医師や弁護士等の有識者による審査会を設置して、第三者の意見を聞くなど、その設定については慎重を期すこと。

(2) 住民要件

死亡者は、当該市町村の住民であることが要件となっているが、必ずしも住民基本台帳に記載されている者に限定するものではなく、その者の生活の本拠がどこかというところを、諸般の事情を総合的に勘案して判断する。

(3) 支給の制限

故意又は重大な過失による場合等の支給することが不適当な場合は支給しない。

4 災害弔慰金の額

- (1) 死亡者が受給遺族の主たる生計維持者であった場合・・・500万円
- (2) その他の者が死亡した場合・・・250万円
死亡者がその死亡に係る災害に関し災害障害見舞金の支給を受けていた場合は、災害弔慰金の額から当該支給を受けた災害障害見舞金の額を控除した額を支給する。

5 災害弔慰金を支給する遺族

災害弔慰金を支給する遺族の範囲は次のとおりとする。

- (1) 死亡した者の死亡当時における配偶者（事実婚を含み、事実上の離婚を除く）、子、父母、孫、祖父母
- (2) (1)に掲げる遺族がない場合、兄弟姉妹（死亡した者の死亡当時その者と同居し、又は生計を同じくしていた者に限る。）

災害障害見舞金の支給制度

1 実施主体

災害弔慰金に同じ

2 対象災害

災害弔慰金に同じ

3 支給の対象

- (1) 支給対象となる障害の認定
当該市町村の住民が、対象災害により負傷し又は疾病にかかり、それが治ったとき（その症状が固定したときを含む）に精神又は身体に次に掲げる程度の障害を有する場合に支給される。
両眼が失明したもの
咀嚼及び言語の機能を廃したもの
神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの
胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要するもの
両上肢をひじ関節以上で失ったもの
両上肢の用を全廃したもの
両下肢をひざ関節以上で失ったもの
両下肢の用を全廃したもの
精神又は身体の障害が重複する場合における当該重複する障害の程度が前各号と同程度以上と認められるもの
 - (2) 住民要件
災害弔慰金に同じ
被災後、被災者が他の市町村へ転居した場合でも、災害障害見舞金は、被災当時、被災者が住所を有していた市町村が支給する。
 - (3) 支給の制限
災害弔慰金に同じ
- #### 4 災害障害見舞金の額
- (1) その者の属する世帯の生計を主として維持していた場合・・・250万円
 - (2) その他の場合・・・125万円

事務の流れ

- (1) 市町村が、災害弔慰金の支給等に関する条例、同施行規則に基づき支給
(申請書の提出、支給決定の通知等の手続きは不要)
↓
- (2) 市町村は、県災害弔慰金負担金等交付要綱に基づき、県に対して交付申請
(事業の実施要件が生じた日から起算して90日以内。ただし、特別の事情により90日以内に提出できない場合は、知事と協議の上期日延長可)
(申請締切：毎年度1月末日)
↓
- (3) 県が、市町村に対して交付決定、交付
(市町村が支給した額の3/4)
↓
- (4) 市町村は、県交付要綱に基づき、県に対して実績報告
(交付決定のあった日の翌日から起算して30日以内 交付決定の都度行う)
↓
- (5) 県は、県交付要綱に基づき、成果確認と額の確定を行う
↓
- (6) 県は、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき、国(厚生労働省)に対して交付申請
(毎年度2月10日までに申請)
↓
- (7) 国が、県に対して交付
(県が負担する額の2/3)